

# 小松島市子育て世帯家計応援給付金

物価高騰等に直面する子育て世帯の生活を応援するために、小松島市子育て世帯家計応援給付金を支給します。

## 【支給対象児童】

### ○平成16年4月2日以降に生まれた児童(高校卒業相当までの者)

令和4年10月31日時点で市に住民登録があり、令和4年12月1日まで引き続き市に住民登録のある児童

### ○新生児

令和4年11月1日から令和5年4月1日までに生まれ、出生時および申請時に市に住民登録のある児童

### 【所得制限】なし

## 【支給対象者】

対象児童を養育し、かつ、生計を同じくする保護者または養育者

### 【給付金額】対象児童1人につき1万円

## 【申請方法】

### ①児童手当および令和3年度子育て世帯臨時特別給付金の支給口座が確認できる支給対象者

12月下旬に支給対象者宛に案内通知を郵送します。申請は不要で、令和5年1月下旬に指定口座に振込予定です。

\*受け取り拒否、口座変更については、1月13日(金)までに、「振込口座変更依頼書兼受給拒否届出書」を市児童福祉課に提出が必要です。

## ②③以外の支給対象者

### 申請が必要です。令和5年2月28日(火)必着

12月下旬に支給対象者宛に案内通知を郵送します。同封の「申請書」に必要事項の記入と添付書類を貼付の上、市児童福祉課に提出が必要です。

### ③新生児(令和5年4月1日までに生まれた児童)

### 申請が必要です。令和5年4月28日(金)必着

### ○小松島市から児童手当の支給を受ける支給対象者

児童手当申請時に本給付金の申請を案内します。

### ○公務員等の支給対象者

「申請書」に必要事項の記入と添付書類を貼付の上、市児童福祉課に提出が必要です。

## 税法上の取扱い

本給付金は、小松島市の独自事業のため、令和5年中の一時所得として取り扱われます。他の一時所得との合計額が50万円を超える場合には課税対象となります。

## 【お問い合わせ先】

市児童福祉課「子育て世帯家計応援給付」窓口  
(市役所1階10番窓口)

☎ 32・2114 (平日午前8時30分から午後5時15分まで) / FAX 32・3738

Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.

i-tokushima.jp



# 住宅・土地統計調査準備事務にご協力をお願いします

## 住宅・土地統計調査とは

本年10月に全国一斉に実施される、住生活関連諸施策の基礎資料を得る事を目的とした調査で、統計法に基づく重要な調査です。昭和23年から5年ごとに行われ、今回はその16回目に当たります。

その準備事務として統計指導員が調査区域の確認を行います。

### 【調査基準日】2月1日

### 【調査の流れ】

1月から2月にかけて、「指導員証」を携帯した指導員が調査地区を訪問し、調査区域の把握や居住可能

な住戸の確認、アパート・マンションなどの住戸数などについて調査します。

1、2月は調査地区内の建物の確認のみですが、住戸の管理者や近隣の方にお話を伺うことがあります。調査票の記入をお願いするのは、9月以降になります。

ご協力よろしくお願ひいたします。



### 【お問い合わせ先】

市DX推進課 統計情報室(市役所3階)

☎ 32・3803 / FAX 33・3253

Mail:tokei@city.komatsushima.jp